道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が整っていることの証明書

平成 25 年 4 月 25 日付け千葉市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

コミュニティバスさらしなバス コミュニティバスおまごバス コミュニティバスいずみバス

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

コミュニティバスさらしなバス

千城台駅(起点)~大草町~総泉病院~泉市民センター~富田町~総泉病院~谷当町 御成台~千城台駅(終点)

コミュニティバスおまごバス

千城台駅(起点)~御殿町~富田町~農政センター~沖十文字~小間子町~総泉病院 ~千城台駅(終点)

コミュニティバスいずみバス

千城台駅(起点)~いずみ台ローズタウン~大広町~白井小学校~農政センター~ 白井公民館~泉市民センター~グリーンタウン~若葉いきいきプラザ~千城台駅(終点)

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

運賃一律 大人200円 中学生以下100円 障害者手帳所持者は100円

(変更なし)

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件なし

平成 25 年 4 月 日 千葉市地域公共交通会議 会長 榛 澤 芳 雄